

第 1 回 渡良瀬川河川整備計画関係県会議

1. 開会

<規約等の確認>

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本会議の規約についてお諮りさせていただきたいと思えます。

それではお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料 2 とある A 4 縦の資料をお手元に御用意ください。規約（案）について、読み上げをさせていただきます。

渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約（案）。

（名称）

第 1 条 本会は、「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 会議は、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画」の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の 2 第 5 項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第 3 条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る

検討内容の説明を行う。

3 関係県は会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいま説明させていただきました「渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約（案）」についてご異議ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、異議なしということで、規約につきましては原文どおりで、(案)をとることとさせていただきます。

それでは、ご了解いただいた規約に沿って運営することといたします。

それでは、ただいま定めました規約に基づき、以後の会議は公開とさせていただきます。

15時05分から5階の中研修室5Bに移動して再開させていただきたいとおと思いますので、よろしく願いいたします。

<会場を移動し再開>

○河川調査官

皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど構成員の皆様と規約について決めましたので、引き続き、渡良瀬川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

資料目録、次に議事次第、名簿、座席表、資料1として、「渡良瀬川河川整備計画関係県会議（仮称）」の設置について、資料2として渡良瀬川河川整備計画関係県会議規約、資料3として、これまでの主な経緯、資料4として、渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について、資料5として、当面の進め方。それから、参考資料1として、「水防災意識社会再構築ビジョン」、参考資料2として、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく渡良瀬川の減災に係る取組方針ということになります。

続きまして、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。

栃木県県土整備部長、印南洋之様。

○栃木県県土整備部長

印南です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

群馬県県土整備部長の代理で、県土整備部技監、清野哲哉様。

○群馬県県土整備部技監

清野です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございますが、河川部長、朝堀。

○河川部長

朝堀でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長、中島。

○河川管理課長

中島でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長、石鉢。

○水災害予報センター長

石鉢です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

渡良瀬川河川事務所長の牛腸。

○渡良瀬川河川事務所長

牛腸です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴にあたっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、河川部長の朝掘より御挨拶を申し上げます。

○河川部長

本日はご多忙の中、「第1回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この渡良瀬川では平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

そこで、私ども、国土交通省関東地方整備局では、利根川水系渡良瀬川の河川整備計画策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を設置することといたしました。

本日は、「これまでの主な経緯」、「渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について」と、「当面の進め方」についてお示しいたします。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

まことに申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは議事を進めさせていただきます。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事次第の4、5、6について説明いたします。

3. これまでの主な経緯について

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

これまでの主な経緯につきまして、説明いたします。

A4横の資料3をご覧ください。上から順に、時系列でこれまでの経緯を示したものになります。

平成18年2月に、利根川水系河川整備基本方針の決定・公表を受けまして、河川整備計画の策定に向けて、利根川水系では本支川を大きく六つの区間に分けて、検討に着手しております。関東地方整備局長が整備計画を作成するにあたり、河川法第16条の2、第3項に基づく学識経験を有する者の意見を聞く場として、六つの区間を五つのブロックにして有識者会議を設置しております。渡良瀬川ブロックでは、平成18年11月、それから12月に渡良瀬川有識者会議を開催しております。この中で、渡良瀬川河川整備計画に記載すべき事項(案)などをお示ししております。その後、関係する住民からの意見聴取として、メールやはがきなどによる意見募集を実施しております。あわせて館林市、それから足利市の会場で公聴会も実施しております。さらに、関係県からの意見として、関係市町村長からの意見もいただいております。お聞きした意見を、利根川水系のブロック合同有識者会議として、平成19年と平成20年の2回にわたり開催し、報告しております。

なお、全ての御意見とそれに対する河川管理者の見解については、平成20年5月に関東地方整備局のホームページで公開をしております。本日の卓上にも、これまで4回開催した有識者会議の資料と、ホームページに掲載しました全ての御意見、それに対する河川管理者の見解について、ご覧いただけるようにファイリングしております。

資料3を再度ご覧ください。

平成20年以降、時間が経過してございますが、これまでの間に、利根川・江戸川の整備計画の策定作業を進め、平成25年5月に利根川・江戸川河川整備計画を策定しております。この計画策定に先行して、利根川の基本高水の検証、あるいは八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討などをこれまでに実施してきているところでございます。昨年度の平成27年度には、同じ利根川の支川になります鬼怒川、霞ヶ浦の河川整備計画を策定しており、今回、渡良瀬川の河川整備計画の策定を進めていくこととしております。

資料3の説明は以上でございます。

4. 渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について

○河川計画課長

続いて、渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について説明させていただきます。

資料4をお手元にご用意ください。

まず、資料の2ページをごらんください。全国の国管理区間の河川整備基本方針の安全度と河川整備計画の安全度の関係を整理したグラフになります。赤は200分の1河川、オレンジは150分の1河川、緑は100分の1河川で、これまでに河川整備計画が策定されている94水系を対象として、中期的な河川整備によって達成される安全度をまとめたデータでございます。緑色の渡良瀬川と同規模の100分の1河川ですが、100分の1で整備計画を策定しているものから30分の1まで幅がありますが、30分の1から40分の1が約6割を占めているという状況です。

1ページに戻りますが、渡良瀬川においては、河川整備計画の目標を、全国の河川と同程度の水準を確保することが適切と考え、基準地点高津戸において、治水安全度を30分の1から40分の1とし、目標流量を3,300トン、このうち、河道では3,000トンを分担するものです。

資料4の説明は以上でございます。

5. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、当面の進め方について御説明をさせていただきます。資料の5、A4縦の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、11月28日に第5回渡良瀬川有識者会議を開催し、本日この会議でお示しをさせていただきました「渡良瀬川河川整備計画の目標（案）について」、意見をお聞きします。

当面の進め方については以上となりますが、最後に参考資料について、少し説明をさせていただきます。

参考資料1は、昨年9月の関東・東北豪雨を踏まえた「水防災意識社会再構築ビジョン」の概要でございます。

参考資料2は、この取組を受けて、平成28年5月18日に設立した「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、栃木県や、群馬県、関係市町と議論を重ね、平成28年7月1日にとりまとめた、「渡良瀬川の減災に係る取組方針」です。

渡良瀬川河川整備計画については、水防災意識社会再構築ビジョンの取組も踏まえ、計画の策定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。私どもが用意いたしました資料は以上となります。

それでは、御説明した内容につきまして、何かございましたら、お名前の後に御発言をいただければと思います。

では、栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長

渡良瀬川の河川整備計画がいよいよ策定されるということで、関係県である栃木県として、ぜひ、速やかに進めていただきたいという思いでございます。本日は目標流量設定関係が示されたわけですが、私どもの、いわゆる支川にあたりますが、そういった計画とか他の河川とのバランス等を考えると、妥当ではないかと考えております。

また、原案作成にあたりまして、これからの作業になると思いますが、例えば本川の渡良瀬川におきましては、中橋の区間など、非常に堤防の低い箇所がございますので、整備

計画にはぜひそういった箇所の整備についても、位置づけをお願いしたいと考えております。

それから、栃木県の支川といたしましては、秋山川と旗川があるわけですが、秋山川については、今、直轄の区間について、改修を進めていただいている状況ですが、一日も早い完成が図られるようにというお願いと、旗川についても、県管理区間の整備を、推進していきたいと考えておりますので、その受けがないと困るものですから、ぜひ直轄区間における改修のほうもよろしくをお願いをしたいと考えております。今後有識者の会議等を経て進めていくということでございまして、特にその進め方に対して異論があるわけではございません。ただ、やはり関係市町にも、ぜひその過程において、丁寧な説明をしていただければと思いますので、これはお願いでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○河川調査官

ありがとうございました。

群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部技監

群馬県でございます。計画の目標につきましては、基本方針の計画高水が3,500トンありますが、当面、今後20から30年間の実施ということで3,000トンということでありまして、こんなところかなという感じがいたしております。

それから、今後、とにかくいろいろ鬼怒川の破堤等もありましたので、この計画をもって整備をとにかく急いでいただきたい。それから計画期間内に着実に実施できる計画を策定していただきたい。その後は、さらに基本方針レベルの治水安全度をお願いしたい、目指していただきたいということでもあります。

これから11月に有識者の会議を開催するということでもありますので、その会議でいろいろ意見も出されると思いますので、その後、この計画の策定を早急にしていただきたいお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。各県からご意見いただきましたので、私のほうから何点かご

返答させていただきたいと思います。

まず、渡良瀬川の河川整備の目標とする流量についてご発言をいただきました。基準地点の高津戸地点で3,000トンとすることにつきましては、他の整備計画や圏域整備計画とのバランスも考慮すると妥当ということと理解するというので、ご発言をいただきました。栃木県さんのほうからは、中橋、それから秋山川、それから旗川等々の整備のお話もございましたので、目標がある程度確定をした時点で、その目標流量に対する整備メニューを検討してまいりたいと考えてございます。

当面の進め方でございますが、こちらにつきましても特に異存はございませんでしたので、今後、専門家からなる有識者会議で意見を伺った上で、河川整備計画の検討を進めてまいりたいと考えてございます。また、関係市へも説明をするなど、地元に対する丁寧な対応をとることでしたが、市町村への意見、聞き方や時期については、今後調整させていただきたいと思っております。

さらに、河川整備計画を早急に策定し、位置づけられた整備内容が計画期間内に着実に実施できる計画となることについてもご発言いただきました。渡良瀬川河川整備計画につきましては早急に策定すべく、今後とも関係県の皆様と、双方の場を理解しながら検討内容について認識を深めていくことしたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

私からは以上ですが、その他、特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

それでは、貴重な御意見をありがとうございました。

これもちまして、渡良瀬川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —